
第5章 計画の推進体制

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現に向けて、市及び市民、地縁団体等、事業者、土地所有者等が、それぞれの責務を果たし、連携して取り組んでいくとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に行うため、本計画の進捗状況の点検、評価・見直しに配慮した推進体制とします。

1 推進会議の設置

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現に向けた各種施策を市民と一体となって推進するため、学識経験者、関係行政機関、地縁団体等の代表者、事業者、公募市民等の委員で構成する「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」を設置し、施策の進捗状況に関する評価や安全安心まちづくりに関する基本的事項及び重要事項について調査・審議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

2 庁内検討会議の設置

本計画を実施するにあたっては、主に施策を行う庁内関係部署が互いに連携し、協力して取り組むため「庁内検討会議」を設置し、情報の共有化を図るとともに、施策効果の検証を行い、実効性の確保を図ります。

3 計画の見直し

本計画の見直しを行う場合は、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」の意見を聞き、変更等を行います。

計画を見直した場合は、広報上越、市ホームページ等を活用して公表します。